

平成30年度 栗駒山火山防災協議会第2回幹事会

次 第

日時：平成31年1月28日(月) 13時30分～

場所：盛岡地域交流センター マリオス18階188会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 報告

ア 栗駒山の火山活動状況について

(2) 協議

ア 栗駒山噴火警戒レベル(案)について

イ 栗駒山火山避難計画(素案)について

ウ 火山専門家の緊急時における役割の明確化等について

エ 栗駒山火山防災協議会規約等の一部改正について

オ 栗駒山登山道の安全対策について

カ 栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組(案)について

4 その他

5 閉会

<資料一覧>

- ・ 【資料1-1】 栗駒山の火山活動解説資料（平成30年12月）
- ・ 【資料2-1】 栗駒山噴火警戒レベル（案）
- ・ 【資料2-2】 栗駒山噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲（案）
- ・ 【資料2-3】 栗駒山の噴火警戒レベル（リーフレット案）
- ・ 【資料2-4】 栗駒山の噴火警戒レベル判定基準（案）
- ・ 【資料2-5】 栗駒山の噴火警戒レベル判定基準とその解説（案）
- ・ 【資料3-1】 栗駒山火山避難計画（素案）に関する検討事項
- ・ 【資料3-2】 栗駒山火山避難計画（素案）に対する意見と対応案
- ・ 【資料3-3】 栗駒山火山避難計画（素案）
- ・ 【資料3-4】 栗駒山火山避難計画【資料編】（素案）
- ・ 【資料3-5】 栗駒山突発的噴火時の初動対応要領（叩き台）
- ・ 【資料4-1】 火山専門家の緊急時における役割の明確化等について
- ・ 【資料4-2】 火山防災協議会及び協議会に参画する火山専門家の緊急時における役割の明確化による円滑な防災対応の推進について（平成30年7月26日付け府政防第952号）
- ・ 【資料4-3】 火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について（報告）
- ・ 【資料4-4】 火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について（報告）【参考資料】
- ・ 【資料4-5】 緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例について（平成30年7月26日付け事務連絡）
- ・ 【資料5-1】 栗駒山火山防災協議会規約の一部改正について
- ・ 【資料5-2】 栗駒山火山防災協議会規約（改正案）
- ・ 【資料5-3】 栗駒山火山防災協議会避難計画作業部会設置要綱の一部改正について
- ・ 【資料5-4】 栗駒山火山防災協議会避難計画作業部会設置要綱（改正案）
- ・ 【資料6-1】 栗駒山登山道の安全対策について
- ・ 【資料7-1】 栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

平成30年度栗駒山火山防災協議会第2回幹事会 出席者名簿

機 関 名	委 員		出欠	代 理 出 席 者	
	職 名	氏 名		職 名	氏 名
有識者					
岩手大学	名誉教授	齋 藤 徳 美	出		
岩手大学地域防災研究センター	客員教授	土 井 宣 夫	出		
岩手県立大学	教授	伊 藤 英 之	出		
東北大学	名誉教授	浜 口 博 之	出		
東北大学大学院理学研究科	教授	三 浦 哲	欠		
秋田大学	教授	林 信太郎	欠		
秋田大学	教授	大 場 司	欠		
茨城大学	教授	藤 縄 明 彦	出		
各県等関係機関					
岩手県総務部総合防災室	室長	佐々木 隆	出		
岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	高 橋 一 志	代	自然公園担当課長	佐 藤 高 久
岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長	佐 野 孝	代	特命課長	君成田 忠 伸
岩手県県南広域振興局総務部一関総務センター	所長	鈴 木 俊 昭	代	主任主査	筑 後 正 幸
岩手県警察本部警備部警備課	課長	仲 谷 千 春	代	災害対策 危機管理補佐	北 條 吉 伸
一関市消防本部防災課	防災安全対策監兼課長	佐 藤 幸 紀	出		
一関市商工労働部商業観光課	課長	藤 倉 忠 光	出		
一関市消防本部消防課	課長	小 山 晃	出		
宮城県総務部危機対策課	課長	菅 原 正	代	主幹（班長）	渥 美 亨
宮城県環境生活部自然保護課	参事兼課長	後 藤 敬	欠		
宮城県土木部防災砂防課	課長	鈴 木 知 洋	代	技術副参事兼 技術補佐	高 橋 裕 紀
宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所総務部	副所長兼部長	山 下 浩 之	欠		
宮城県警察本部警備部警備課	課長	安 蕪 東 彦	代	課長補佐	岩 崎 清
栗原市総務部危機対策課	課長	高 橋 秀 一	代	総務部次長兼 危機管理官	小野寺 勝 典
栗原市商工観光部田園観光課	課長	小野寺 世 洋	出		
栗原市消防本部警防課	課長	大 関 陽 悦	出		
秋田県総務部総合防災課	課長	土 田 元	代	防災監	関 根 静 夫
秋田県生活環境部自然保護課	課長	高 松 武 彦	欠		
秋田県建設部河川砂防課	課長	小 野 久 喜	欠		
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	部長	佐 藤 裕 之	代	地域企画課長	佐々木 尚 之
秋田県雄勝地域振興局総務企画部	部長	保 坂 一 仁	欠		
秋田県警察本部警備部警備第二課	課長	佐 藤 正 人	代	課長補佐	吉 田 竜 生
横手市総務部危機管理課	課長	藤 倉 幹 夫	出		
横手市商工観光部 観光おもてなし課	課長	佐々木 義 和	欠		
東成瀬村民生課	課長	富 田 幸 市	出		

機 関 名	委 員		出欠	代 理 出 席 者	
	職 名	氏 名		職 名	氏 名
湯沢市総務部総務課	総合防災室長	藤 井 達 也	出		
湯沢市産業振興部 観光・ジオパーク推進課	課長	阿 部 昭 彦	代	課長	佐 藤 誠
横手市消防本部警防課	課長	松 井 洋 悦	出		
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部警防課	課長	高 橋 義 浩	出		
国等関係機関					
東北地方整備局企画部	防災対策技術分析官	平 石 進	出		
東北地方整備局河川部	広域水管理官	平 山 孝 信	出		
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	総括地域防災調整官	佐々木 浩 幸	出		
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	工物品質管理官	飯 田 学	欠		
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長	齋 藤 茂 則	出		
仙台管区气象台	火山防災情報調整官	久保田 勲	出		
盛岡地方气象台	防災管理官	中 塚 齊	出		
秋田地方气象台	防災管理官	山 口 寛 司	出		
陸上自衛隊第9特科連隊	第3科長	成 本 由 志	代	火力調整幹部	多 田 讓
陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科長	岡 山 直 樹	代	運用訓練幹部	皆 川 晃太郎
陸上自衛隊第22普通科連隊	第3科長	田 中 暢	欠		
国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官	菅 原 準	出		
東北森林管理局 岩手南部森林管理署	次長	片 倉 啓一郎	欠		
東北森林管理局 宮城北部森林管理署	次長	山 本 毅	代	総括治山技術官	阿 部 隆 治
東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署	総括事務管理官	柳 谷 健 一	代	治山技術官	渡 辺 大 詞
(一社) 一関市観光協会	事務局長	菅 原 清 忠	欠		
(一社) 栗原市観光物産協会	事務局長	高 橋 義 明	欠		
(一社) 増田町観光協会	代表理事	千 田 孝 八	出		
(一社) 湯沢市観光物産協会	事務局長	佐 藤 隆 康	代	専務理事	松 田 一 彦
東成瀬村観光物産協会	事務局長	柳 龍 二	欠		

<オブザーバー>		
羽後町生活環境課	課長	横 井 弘
<事務局(岩手県)>		
岩手県総務部総合防災室	防災危機管理担当課長	千 葉 敬 仁
	主査	横 森 宅 弥
	主任	奥 寺 高 広
	主事	菊 池 太 良
<業務受託者>		
アジア航測(株)盛岡支店	課長	新 井 瑞 穂
	係長	岸 本 博 志
	技師	戸 谷 千 鶴

東北コンサルタント部 河川砂防課

東北コンサルタント部 河川砂防課

東北コンサルタント部 河川砂防課

平成 30 年度栗駒山火山防災協議会 第 2 回 幹事会 討議概要

1 日 時 平成 31 年 1 月 28 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 00

2 場 所 盛岡地域交流センター マリオス 18 階 188 会議室

3 参集者 別添出席者名簿のとおり

4 次 第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

ア 報告

(ア) 栗駒山の火山活動状況について

イ 協議

(ア) 栗駒山噴火警戒レベル (案) について

(イ) 栗駒山火山避難計画 (素案) について

(ウ) 火山専門家の緊急時における役割の明確化等について

(エ) 栗駒山火山防災協議会規約等の一部改正について

(オ) 栗駒山登山道の安全対策について

(カ) 栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組 (案) について

(4) その他

(5) 閉会

5 討議概要

(1) 栗駒山の火山活動状況について (報告)

- ・ 資料 1 により盛岡地方気象台より説明。
- ・ 火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過している (盛岡地方気象台)。
- ・ 質疑等、特になし。

(2) ア 栗駒山噴火警戒レベル (案) について

- ・ 資料 2 により仙台管区気象台より説明。
- ・ 資料 2-1 および 2-3 の注釈中にある「須川温泉地域」を「須川温泉周辺地域」に修正する (仙台管区気象台)。
- ・ 説明後、質疑応答。
(質疑応答)
 - ・ 資料 2-3 のマップで昭和湖がわかるように示してほしい (土井委員)。
 - ・ 昭和湖の位置がわかるよう表記を工夫する (仙台管区気象台)。
 - ・ 噴火警戒レベルの運用は、今年の 5 月 31 日を目標に進めたいと考えている (仙台管区気象台)。
 - ・ 栗駒山噴火警戒レベル (案) は原案のとおりとする (幹事長)。

イ 栗駒山火山避難計画（素案）について

- ・ 資料3により事務局より説明。
- ・ 説明後、質疑応答。

（質疑応答）

- ・ 報道機関への情報提供について、状況が切迫した中で、最前線に対応する市町村が情報をきちんと選別できるのか。情報を整理、一元化し、県等が情報提供したほうがよいのではないかと。提供する情報の中身は何を想定しているのか（湯沢雄勝消防本部警防課）。
- ・ 第一次情報も含めた広い意味での情報提供を示している（アジア航測）。
- ・ 現地状況について報道機関や登山者の家族から情報開示がしばしば求められる。各市町村が独自の判断で行動している部分についての説明が必要であれば、各市町村が住民等に情報を出してもよいのではないかと（齋藤委員）。
- ・ 報道機関への情報提供の記載は原案のとおりとする（幹事長）。
- ・ 計画書のなかで「協議会等」という表現がしばしば見られるが、その実態は何か。緊急時に参集することは現実的ではないと考えられる（齋藤委員）。
- ・ 栗駒山は3県に跨るため、緊急時には協議会の中で検討していく必要がある。対応する枠組みについては今後議論が必要と認識しているが、記載は原案のとおりとしたい（事務局）。
- ・ 栗駒山火山避難計画（素案）は原案のとおりとする（幹事長）。

- ・ 資料3-5により事務局より補足説明。
- ・ 説明後、質疑応答。

（質疑応答）

- ・ 突発的な噴火時の対応要領について、平鹿地域振興局と横手市に関しては積雪期にのみ対応が必要となるため、積雪期の想定もあると良いと考える（秋田県平鹿地域振興局）。
- ・ 今回は火口周辺での登山者対応を想定した対応要領とし、積雪期については今後検討することでよいかと（幹事長）。
- ・ 異議なし。

ウ 火山専門家の緊急時における役割の明確化等について

- ・ 資料4により事務局より説明。
- ・ 説明後、質疑応答。

（質疑応答）

- ・ 協議会の中で学識者を位置づけるためには、作る組織とその位置づけを国が示すべきである。検討会は座長が最終的な責任を負うが、協議会では誰の責任のもと最終判断を行うのか。国家公務員は法律上責任を負うことはないが、学識者が意見した場合、どのような責任がかかるか明確ではない（齋藤委員）。
- ・ 火山専門家は、平時における様々な対応へ専門的知識や経験を活かすために火山防災協議会に参加している。平時以外でも、我々が積み上げてきた知見を防災に役立てたいが、法的な根拠がない。大学教員としての参加ではないため、我々のアドバイスにより人的・物的被害が出た場合、訴訟の対象になりうる。

これに対する我々の立場がどうなっているのかは不明確のままである。国家公務員としての立場と同じ立場で、訴訟に対する免責の有無を国が明確にし、火山専門家ができることをはっきり示してほしい（藤縄委員）。

- ・ 活火山法改訂ではなく、通達により噴火警戒レベルに基づく火山防災の運用を変更するのはよくない。火山専門家が協議会の中で何らかの位置づけがなされたとしても、気象業務法により噴火予知は気象庁しかできない。噴火警戒レベルの運用は気象庁の専決事項であり、火山専門家の意見は通らない。通達に基づくものではなく、法律による裏付けの整理が必要である（土井委員）。
- ・ 大学が火山を専門的に調査し、出した結果を火山噴火予知連絡会へ提出することが最近では少なくなってきた。気象庁が火山噴火予知連絡会を頼っても正確な情報が得られるかわからない（浜口委員）。
- ・ 浅間山では噴火が度々観測され、それに基づく知見や観測データも数十年あるため、噴火前の現象とゆらぎをある程度区別できる。このように経験とデータの多い山がある一方で、栗駒山は観測が始まったのもここ数年である。判定基準をたった数年の観測データと他火山で得られたものから、学識者の意見もふまえ、気象庁ができる範囲で修正してきた。レベル2には上げないが、何らかの活動の高まりがあるという情報が出ている状況では、協議会の中の専門家の意見も踏まえて火口がある程度特定できるのであれば、その周辺だけでも規制するような検討はできるのではないかと（仙台管区气象台）。
- ・ 蔵王山の火山防災協議会では、専門家の役割について協議会の専門家で意見交換はしていない。この制度について良いものなのか判断できていない。緊急時は災害対策基本法に基づき、発災時のみならず危険性がある場合でも知事により災害対策本部が立ち上げられる。災害対策における責任者は、災害対策本部長である知事ではないか。専門家の意見を聞く場合は、各県の災害対策本部条例に基づき、学識者も委員に含めて対策を考え、最終的な責任については知事が負うことになるだろう（宮城県危機対策課）。
- ・ 秋田県は現在、秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル見直しに伴う避難計画作成業務を進めており、平常時については、法律に基づいて有識者を協議会の委員として招き専門的見地から防災対応について助言いただいている。秋田駒ヶ岳では専門家会議を作り、管区气象台、気象庁、大学の先生方、県、市町村には参加していただいている。緊急時については、最終的に避難させるかどうかは首長である県知事あるいは市町村長が判断する。専門家会議の中では、防災対応の最終的な責任は首長として今後も進めていく予定である（秋田県総合防災課）。
- ・ 今回の意見をもとに、今後方向性を検討していく方針とする（幹事長）。

エ 栗駒山火山防災協議会規約等の一部改正について

- ・ 資料5により事務局より説明。
- ・ 質疑等、特になし。原案のとおりとする。

オ 栗駒山登山道の安全対策について

- ・ 資料6により岩手県自然保護課より説明。
- ・ 説明後、質疑応答。

(質疑応答)

- ・ 登山者に、火山ガスによる硫化水素のおおいを感じた場所や昭和湖の色等について、スマホにより情報提供してもらうのがよいのではないか（浜口委員）。
- ・ 東工大の野上先生に話を伺った。ガス濃度が3ヶタに達することがあり非常に危険な場所である。昭和湖から登山道に向かって風が吹くため、昭和湖には立ち入らせず登山道を切り替えるのが最善策ではある。警報装置については、鳴った時に人がいれば倒れる可能性もあるため、警報装置の前後に状況確認できる人の配置が必要である（事務局）。
- ・ ガス監視を行う予定はあるのか（伊藤委員）。
- ・ 今後の方向性を年内に決めたいと考えている（岩手県自然保護課）。
- ・ これまでの観測では、ガスの警報は夜によく鳴る。夜に昭和湖の方からほぼ真北に弱い風が吹いたとき、濃度が上がる傾向がみられた。一方、日中は南よりの風が強く、昭和湖ではさほど濃度は上がらないが、地獄谷で上がる傾向がみられた（伊藤委員）。
- ・ 栗駒山には非常に多くの方が訪れるため、安全を第一とした方法の把握と暫定的な対応を今後検討していきたい（岩手県自然保護課）。
- ・ 今回の意見を踏まえ、県の自然保護課を主体に今後の安全対策に取り組んでいく方針とする（幹事長）。

カ 栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組（案）について

- ・ 資料7により事務局より説明。
- ・ 質疑等、特になし。原案のとおりとする。

(3) その他

- ・ 次回協議会を3月14日に、盛岡市勤労福祉会館大ホールにて開催予定である。
- ・ 質疑等、特になし。

以上